

を得て地域発展がはかり得ると判断し、設置が予定されている横浜市も賛成した。負担については、敷地のほか、建築費五〇万円、設備費・初度調弁費二五万円、計七五万円を地元で負担しなければならず、横浜市が四五万円、県が県有地(一三万円)と三〇万円計四三万円を、それぞれ負担することとなった。そのために県は、この時かぎり「勸業資金」「土木資金」の二特別会計を廃止し、その資金を設立のための「教育寄附金」に充当して一七二一年度に支出することとした。また、翌一七年にはさらに「秀才教育積立基金」をも廃して、その資金を同様に充当することとしたうえ、「議決事件及分担収入ノ区分中改正ノ件」に「教育寄附金」の一項を追加し、その分担は「市郡連帯前々年度十二月末日現在戸数ニ割合分担」と定めた。ただし、これについては、県会で、郡部は高工から受ける利益が少ないので、「市部戸数ハ郡部戸数ノ二倍ヲ分担スルモノトス」を付け加えるべきだとの修正意見が出されている。

高等商業学校は戦後の一九二一年度から建設されたが、ここでは創立費八七万円を中央と地元が折半し、地元分四三万五〇〇〇円のうち一八万円を県、一八万円と土地を横浜市が負担した。県の負担分は、やはり「教育寄附金」というかたちで当初一一年度から一三年度まで各六万円ずつ支出された(『県会史』第五卷二五二ページ)。この時もやはり、市部と郡部の負担割合が郡部議員から問題とされ、財務調査会にはかって決めるよう希望意見が述べられているが、その結果は不明である。

なお、右二校とは性質がちがうが、やはり商工業の発展を背景に一九一九年に商工実習学校が設置された(『県会史』第五卷二二一―二二三ページ)。これは、横浜市の安部幸兵衛の寄付金一〇〇万円を神奈川県商工実習学校資金特別会計とし、このうち五〇万円を創設費とし、残りを維持基金・作業資金とするほか、授業料や国庫補助金などを維持費とするものである。おそらく、一〇〇万円という金額が一個人から寄付された例は、これまで皆無であり、それが特別会計として商工業の実習学校が設置・維持されるというのも、この時期ならでのことというべきであろう。

郡制廃止の 事後処理

郡はそれ自体の事業は小さかったから、郡役所の資産などを県に移すくらいで、廃止がそれほど深刻な財政上の問題をもたらしたとはいえないが、県会では、郡道の県道移管と郡営学校の県移管が議論的となった。おそらく全国的にも、神奈川県としても、郡制廃止の事後処理としては、郡道のうちどれほどを（府）県道に昇格移管しうるかが最大の問題であったと思われる。内務省としては、全国的に六割だけを昇格させるのにとどめるという方針をもって厳選しており、県としてはそれに従えば、一六八線二〇〇余里の郡道中、わずか一五一一六線、二五一二六里程度しか昇格しえないことになる予想され、郡部議員は県と、県は内務省とそれぞれ積極的に交渉し、結局、二七線五里余が決定した。そのために一九二三（大正十二）年度追加予算として、維持費一里当たり三〇〇円で約一万五〇〇〇円が計上された（『県会史』第五巻四一四ページ）。

郡道とならんで問題となったのは、郡営四学校の県への移管であった。当時、県内には足柄上郡農林学校・愛甲郡実科高等女学校・同郡農業学校・津久井郡蚕業学校の四つの郡営学校があった。それらは「何れも貧弱を極め県営など到底覚束ない事情にあるも教育分布の点と地元町村民の奮発により」（同書 三九三ページ）、右のうちはじめの二校が県移管と決まった。「地元の奮発」というのは、移管に際して地元から設備の拡張費を寄付したことをさしており、県としては二三年度予算連帯の部にそれぞれ一万円余、一万三〇〇〇円余を計上して両校移管に対処している（同書 四〇七ページ）。

第三節 財政の実態

一 県歳出

財政規模

大正期の県の財政(歳出)規模は、明治末期の二八〇—二九〇万円よりやや下がった二三〇—二五〇万円程度の水準に停滞していた前半と、三〇〇↓五〇〇↓九〇〇万円と急膨張していった後半という顕著なコントラストを示している(表四・四五)。前半期最小規模の一九一三(大正二)年と後期最後の二二(大正十一)年とをくらべると、この一年間に四・一倍の膨張となる。このうち、前半期の大部分は第一次大戦期であり、後半は戦後好況から不況の時期に当たっているから、右の動きが一方ではそうした日本の社会全体の動向に左右されつつ、同時に、前節でみた県内政治行政によってもたらされたものであることはいうまでもないであろう。三部おのおの大きさは、多少上下しつつも前半期には連帯八〇万円台、市部四〇万円台、郡部一〇〇万円前後といずれも停滞しており、したがって相対的な大きさも三五割、二〇割、四五割程度に固定していた。ところが、三部それぞれの後半期の膨張の速さの差が大きく、したがって比率も大きく変わることとなる。たとえば、一三年と二年とをくらべてみると、連帯七八万円(三六割)↓四三〇万円(四八割)、市部四四万円(二〇割)↓一五〇万円(一七割)、郡部九六万円(四四割)↓三二〇万円(三六割)といった具合である。連帯はこの間に五・五倍膨張したのに、市部・郡部とも三・四倍にとどまったため、こうした差が生じたのであり、二〇年にはそれまで一位にあった郡部をぬい

表4-45 財政規模（歳出）

円、（％）

| 区分 | 1912年 | 1913年 | 1914年 | 1915年 | 1916年 | 1917年 |
|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 連帯 | 1,176,075 (42.0) | 784,910 (35.9) | 868,792 (34.0) | 826,460 (31.9) | 818,126 (35.7) | 873,337 (35.3) |
| 市部 | 412,701 (14.8) | 444,107 (20.3) | 468,672 (18.3) | 410,228 (15.8) | 448,916 (19.5) | 471,832 (19.1) |
| 郡部 | 1,207,254 (43.2) | 958,436 (43.8) | 1,216,947 (47.7) | 1,353,490 (52.3) | 1,027,584 (44.8) | 1,127,283 (45.6) |
| 計 | 2,796,030 (100.0) | 2,187,453 (100.0) | 2,554,411 (100.0) | 2,590,178 (100.0) | 2,294,626 (100.0) | 2,472,452 (100.0) |
| 区分 | 1918年 | 1919年 | 1920年 | 1921年 | 1922年 | 1923年 |
| 連帯 | 1,206,561 (34.4) | 1,744,326 (38.4) | 2,944,799 (41.0) | 3,809,854 (46.4) | 4,331,425 (47.8) | 6,356,892 (54.9) |
| 市部 | 674,677 (19.2) | 979,181 (21.5) | 1,369,617 (19.0) | 2,958,868 (17.0) | 1,517,141 (16.7) | 1,763,796 (15.2) |
| 郡部 | 1,627,764 (46.4) | 1,823,420 (40.1) | 2,872,564 (40.0) | 3,008,280 (36.6) | 3,225,137 (35.5) | 3,553,947 (29.9) |
| 計 | 3,509,002 (100.0) | 4,546,927 (100.0) | 7,186,980 (100.0) | 8,211,582 (100.0) | 9,073,703 (100.0) | 11,674,635 (100.0) |

注 「神奈川県統計書」より作成

て、連帯が三部中最大のシェアを占め、その後ますますその開差をひろげていく。こうして、大正後半期の県財政の膨張が、連帯によって牽引されていたことは明らかである。そこで、連帯のなかの何がこうした独走をもたらしたのが、次の問題となるが、その前に前期・後期にわたって県の歳出全体がいかなる様相を示しているのかを検討しておこう。

県の全歳出

以下、歳出・歳入の検討については、大戦直前の一九一三（大正二）年と震災直前の二二（大正一）年をとりあげることにするが、大戦中は金額・パターンとも戦前からのそれを引き継いでいるので、あえてとりあげる必要はないと考えられる。なお、表四一四五に示されていたが、一二年の支出額が一三年以後の数年にくらべて大幅に大きいのは、明治末の災害復旧のための土木費および県庁舎建築費が、それぞれ一〇〇万円および三二万円ときわだって大きかったことよってしている。そこで、はじめに県歳出全体について、表四一四六を掲げよう。

まず、支出費目で新たに追加されたのは、わずかに名勝旧蹟

表4-46 県歳出(全体)

| 科 目 | 1913年 (◎に対する比率) | | 1922年 (◎に対する比率) | |
|-----------------------|--------------------|---------|--------------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 警察庁舎建築修繕費 | 496,998 | (22.7) | 2,264,049 | (25.0) |
| 土木 | 21,548 | (1.0) | 134,969 | (1.5) |
| 町村土木補助費 | 522,862 | (23.9) | 2,999,851 | (33.1) |
| 県(市郡部)会議諸費 | 20,452 | (0.9) | 60,840 | (0.7) |
| | 11,460 | (0.5) | 43,151 | (0.5) |
| 衛生及病院費 | 65,757 | (3.0) | 206,515 | (2.3) |
| 町村衛生補助費 | 31,863 | (1.5) | 61,836 | (0.7) |
| 救育費 | 19,533 | (0.9) | 56,988 | (0.6) |
| 教育補助費 | 329,182 | (15.0) | 1,443,222 | (15.9) |
| | 35,300 | (1.6) | 89,687 | (1.0) |
| 諸書及掲示諸費 | 2,007 | (0.1) | 6,085 | (0.1) |
| 勸業補助費 | 129,498 | (5.9) | 778,046 | (8.6) |
| 勸業補助費 | 61,129 | (2.8) | 94,989 | (1.0) |
| 県庁舎建築修繕費 | 34,076 | (1.6) | 125,941 | (1.4) |
| | 51,675 | (2.4) | 11,717 | (0.1) |
| 土地収用審査会費 | 33 | (0.0) | 115 | (0.0) |
| 県吏員院費 | 36,288 | (1.7) | 65,347 | (0.7) |
| 薫感財院補助費 | 21,550 | (1.0) | 36,342 | (0.4) |
| | 1,937 | (0.1) | 5,215 | (0.1) |
| | 4,902 | (0.2) | 38,383 | (0.4) |
| 神社社計良費 | 107 | (0.0) | 1,539 | (0.0) |
| 地方職講習補助金 | 629 | (0.0) | 6,208 | (0.1) |
| | 2,124 | (0.1) | 10,309 | (0.1) |
| | 200 | (0.0) | 500 | (0.0) |
| | 16,715 | (0.8) | 14,000 | (0.2) |
| 県建築工事監督員費 | 190,832 | (8.7) | 210,362 | (2.3) |
| 県史編纂費 | 5,429 | (0.2) | 19,608 | (0.2) |
| 郡庁舎建築修繕費 | 1,703 | (0.1) | | |
| | 19,683 | (0.9) | 12,602 | (0.1) |
| | 51,264 | (2.3) | 154,864 | (1.7) |
| 衆議院議員選挙費 | 77 | (0.0) | 850 | (0.0) |
| 県会議員選挙費 | 284 | (0.0) | 709 | (0.0) |
| 名勝旧蹟保存補助費 | | | 3,000 | (0.0) |
| 県吏員職員恩給金補充費 | | | 997 | (0.0) |
| 都市計画地方委員会 | | | 74,508 | (0.8) |
| 恩賜賑恤基金 | | | 5,145 | (0.1) |
| 特別会計繰入金 | | | 30,000 | (0.3) |
| 雑市郡分賦負担額 ^① | 361 | (0.0) | 5,214 | (0.1) |
| | 784,911 | | 4,331,425 | |
| 計 ② | 2,972,364 | | 13,405,128 | |
| ②-①=③ | 2,187,453 | (100.0) | 9,073,703 | (100.0) |

注 『神奈川県統計書』より作成。科目名は『県統計書』による(以下、同じ)。

保存補助費と県吏員職員恩給金補充費（『資料編』16近代・現代⑥）を、都市計画地方委員会費、恩賜賑恤基金のみであり、そのいずれも〇割ないし一割未満で、支出構造にはなんの影響も与えていない。大正期県財政の支出構造の大枠には、変化はなかったのである。では、既存の費目についてはどうか。表四一四六でみるかぎり、県全体の歳出費目の構成にもあまり大きな変化は認められない。といっても、土木費などは年ごとに金額が大きく動き、そのため全体の構成比が大きく左右されることになるので、確定的なことはいえないが、それでも、金額の大きな費目とその変化をとり出してみると、以下のようになっている。土木費・市町村土木補助費五四万円（二五割）↓三〇六万円（三四割）、警察費・同庁舎建築修繕費五二万円（二四割）↓二四〇万円（二七割）、教育費・同補助費三六万円（一七割）↓一五三万円（二七割）、勸業費・同補助費一九万円（九割）↓八七万円（一〇割）、県債費一九万円（九割）↓二一万円（二割）。金額はむろんそれぞれ膨張しているなかでも、土木費が大きく伸びて比率を高め、県債費が金額はほとんど変わらず、したがって比率が大きく下がっているのが目立つ。しかし、全体の順位はまったく変わらず、兩年ともこれらが一位から五位を占めて、それだけで八四割と九〇割となっているのである。このうち、県債費の低下については、省略した他の年の数値からみて大正期を通じての傾向といつてよいが、土木費の増大はそうはいえず、年次をずらすと一九一四・一五年などは三一割、三八割などとなっているから、傾向的な増大でないことがわかる。ちなみに、明治後期には上位三者は同じであったが、県債費や県庁舎建築修繕費・郡役所費が四位ないし五位などとなっていた。したがって、それと対比すると、大正期は勸業費の地位が高まったことに特徴があるということになる。

連帯歳出

連帯歳出は、一九一二（大正元）年を別にすると（県歳出全体検討のさい、述べておいたこの年の臨時的な支出、すなわち明治末の災害の復旧費と県庁舎建築修繕費とがここに入っている）、前半期に八〇万円、後半期に一〇〇万円台から四〇〇万円台へと膨張しているのは、前述のとおりである。全体を通じて教育費が中心で、勸業関係費・土木費・警察費など

表4-47 連帯歳出

| 科 目 | 1913年 (比 率) | | 1922年 (比 率) | |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 警 察 費 | 57,857 | (7.4) | 391,409 | (9.0) |
| 警察庁舎建築修繕費 | 262 | (0.0) | 56,173 | (1.3) |
| 土 木 費 | 62,676 | (8.0) | 1,182,908 | (27.3) |
| 県(市郡部)会議諸費 | 2,167 | (0.3) | 7,299 | (0.2) |
| 衛生及病院費 | 65,757 | (8.4) | 206,515 | (4.8) |
| 教 育 費 | 329,182 | (41.9) | 1,443,222 | (33.3) |
| 教育補助費 | 35,300 | (4.5) | 89,687 | (2.1) |
| 諸達書及掲示諸費 | 1,952 | (0.2) | 6,021 | (0.1) |
| 勸 業 費 | 77,443 | (9.9) | 692,670 | (16.0) |
| 勸業補助費 | 41,491 | (5.3) | 53,807 | (1.2) |
| 県 税 取 扱 費 | 1,406 | (0.2) | 3,730 | (0.1) |
| 県庁舎建築修繕費 | 51,675 | (6.6) | 11,717 | (0.3) |
| 土地収用審査会費 | 33 | (0.0) | 115 | (0.0) |
| 県 吏 員 費 | 17,885 | (2.3) | 53,594 | (1.2) |
| 薰 育 院 費 | 21,550 | (2.7) | 36,342 | (0.8) |
| 感化院補助費 | 1,937 | (0.2) | 5,215 | (0.1) |
| 財 産 費 | 4,890 | (0.6) | 20,654 | (0.5) |
| 神 社 費 | 107 | (0.0) | 1,539 | (0.0) |
| 統 計 費 | 629 | (0.1) | 6,208 | (0.1) |
| 地 方 改 良 費 | 2,124 | (0.3) | 10,309 | (0.2) |
| 神職講習補助費 | 200 | (0.0) | 500 | (0.0) |
| 積 立 金 | 2,000 | (0.3) | 2,000 | (0.0) |
| 県 債 費 | | | 23,492 | (0.5) |
| 建築工事監督員費 | 4,669 | (0.6) | 16,943 | (0.4) |
| 県 史 編 纂 費 | 1,703 | (0.2) | | |
| 名勝旧蹟保存補助費 | | | 3,000 | (0.1) |
| 県吏員職員恩給金補充費 | | | 997 | (0.0) |
| 恩 賜 賑 恤 基 金 | | | 5,145 | (0.1) |
| 雑 出 | 17 | (0.0) | 215 | (0.0) |
| 計 | 784,910 | (100.0) | 4,331,425 | (100.0) |

注 「神奈川県統計書」より作成

が続いていること
 とに変わりはな
 いが、しかしそ
 れぞれの構成は
 かなり変わっ
 ていく(表四、四
 七)。また、大正
 期に新たに全体
 の県歳出に追加
 された前述四費
 目のうち、名勝
 旧蹟保存補助費
 と県吏員職員恩
 給金補充費と恩
 賜賑恤基金と
 が、この所管
 であるのみなら

ず、すぐ次にみるように、勸業費がここでは大きく伸びている。したがって、あまり変化のないようにみえた県全体の歳出のうちでも比較的変わった部分は、ほとんどこの連帯で生じているということになる。

連帯歳出の中心となる教育関係費は、はじめの三〇万円台からのち一五〇万円余へと膨張しているが、構成比は四五割から三五割へと一〇ポイントも下がっている。これは省略した他の年を考慮すると、明らかに傾向的なものである。代わって増えているのは、何よりもまず六万円（八割）から一〇〇万円（二七割）へと一七倍になり、構成比で二〇ポイント近く上昇した土木費である。むろん土木費は上下の波があるが、しかしここでも省略した年を考慮に入れれば、明らかに趨勢的なものであるといつてよい。これに次いで、警察費や勸業関係費などが数ポイントずつ構成比を高めているが、とくに勸業費は、明治後期には三―四割しか占めていなかったものであって、それと対比すれば、ここにこそ特色があるというるし、前述した県の歳出全体に認められた同じ傾向は、実は連帯に由来していたことがわかるであろう。土木費については、連帯でカバーする領域が増加したうえに、たとえば橋梁を木材から鉄材に切りかえる傾向がこのころから強まったことなどがひびいている。

勸業関係費の増加は、年とともに産業奨励策が拡充されていくためであって、明治後期には勸業会費・測候所費、および勸業諸費程度だったのに、大正期に入って水産試験場・原蚕種製造所・種畜場・穀物検査所などの諸施設をはじめ、林業・耕地整理・土地改良の各事業といった第一次産業関係のほか、内外販路拡張奨励費まで登場しているからである。これらは、大正期に入っ
て県が直接手がける産業奨励政策がにわかに活発化したことを示している。さらに『資料編』16近代・現代(6)の所収資料、三二八「畜産補助規程」、三二九「桑園改良増殖奨励費交付規則」、三三〇「製糸改良奨励補助規則」、三三一「遠洋漁業奨励金交付ノ件」、三三四「主要穀物改良奨励規則」、三三六「養蚕組合設置奨励規則」、三三七「町村農業技術員設置補助規則」、三四一「神奈川県農会農業倉庫補助規則」、三四二「米麦増収競争奨励規則」、三四三「農事実行組合設置奨励規則改正」、三四

表4-48 市部歳出

| 科 目 | 1913年 (◎に対する比率) | | 1922年 (◎に対する比率) | |
|--|--------------------|---------|--------------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 警 察 費 | 284,279 | (64.0) | 1,259,888 | (83.0) |
| 警察庁舎建築修繕費 | 5,851 | (1.3) | 42,727 | (2.8) |
| 土 木 費 | 38,293 | (8.6) | | |
| 県(市郡部)会議諸費 | 2,722 | (0.6) | 10,350 | (0.7) |
| 市町村衛生補助費 | 22,928 | (5.2) | 18,471 | (1.2) |
| 救 育 費 | 16,993 | (3.8) | 45,304 | (3.0) |
| 勸 業 費 | | | 20,543 | (1.4) |
| 県 税 取 扱 費 | 215 | (0.0) | 666 | (0.0) |
| 県 吏 員 費 | 721 | (0.2) | | |
| 財 産 費 | 3 | (0.0) | 8,239 | (0.5) |
| 積 立 金 | 5,000 | (1.1) | 5,000 | (0.3) |
| 県 債 費 | 67,060 | (15.1) | | |
| 建築工事監督員費 | | | 1,355 | (0.1) |
| 衆議院議員選挙費 | 10 | (0.0) | 33 | (0.0) |
| 県会議員選挙費 | 9 | (0.0) | 58 | (0.0) |
| 都市計画地方委員会費 | | | 74,508 | (4.9) |
| 特別会計繰戻金 | | | 30,000 | (2.0) |
| 雑 出 | 25 | (0.0) | | |
| 市郡分賦負担額 [Ⓐ] | 348,205 | | 1,722,436 | |
| 計 [Ⓑ] | 792,312 | | 3,239,577 | |
| [Ⓑ] - [Ⓐ] = [Ⓒ] | 444,107 | (100.0) | 1,517,141 | (100.0) |

注 『神奈川県統計書』より作成

七「地方改善奨励規程」など、この時期に簇生している農業生産力向上を中心とした市町村や各種組合を対象とする奨励金や補助金の大部分は、おそらく經常部勸業費のなかの勸業諸費(項)勸業諸費(目)ないし臨時部勸業補助費のなかに計上されているのであろう。

市部歳出 四〇万円から一五〇万円へと膨張した市部歳出(表四一四八)で、大正期に起こった最大の変化は、一九二〇(大正九)年から土木費が姿を消したことであろう。これは大正期には四一六万円(構成比一〇割前後)、多い時(二八年)には一二万円(二八割)を占めていたのであるから、これが歳出から消えるのは、市部としては大事件だったと思われるのに、『県会史』第五巻では詳細に知ること

表4-49 郡部歳出

| 科 目 | 1913年 (◎に対する比率) | | 1922年 (◎に対する比率) | |
|--|--------------------|---------|--------------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 警 察 費 | 154,862 | (16.2) | 612,752 | (19.0) |
| 警察庁舎建築修繕費 | 15,435 | (1.6) | 36,069 | (1.1) |
| 土 木 費 | 421,893 | (44.0) | 1,816,943 | (56.3) |
| 市町村土木補助費 | 20,452 | (2.1) | 60,840 | (1.9) |
| 県(市郡部)会議諸費 | 6,571 | (0.7) | 25,502 | (0.8) |
| 市町村衛生補助費 | 8,935 | (0.9) | 43,365 | (1.3) |
| 救 育 費 | 2,540 | (0.3) | 11,684 | (0.4) |
| 諸達書及掲示諸費 | 55 | (0.0) | 64 | (0.0) |
| 勸 業 費 | 52,055 | (5.4) | 64,833 | (2.0) |
| 勸業補助費 | 19,638 | (2.0) | 41,182 | (1.3) |
| 県税取扱費 | 32,455 | (3.4) | 121,545 | (3.8) |
| 県 吏 員 費 | 17,682 | (1.8) | 11,753 | (0.4) |
| 財 産 費 | 9 | (0.0) | 9,490 | (0.3) |
| 積 立 金 | 9,715 | (1.0) | 7,000 | (0.2) |
| 県 債 費 | 123,772 | (12.9) | 186,870 | (5.8) |
| 建築工事監督員費 | 760 | (0.1) | 1,310 | (0.0) |
| 郡庁舎建築修繕費 | 19,683 | (2.1) | 12,602 | (0.4) |
| 郡役所費 | 51,264 | (5.3) | 154,864 | (4.8) |
| 衆議院議員選挙費 | 67 | (0.0) | 817 | (0.0) |
| 県会議員選挙費 | 275 | (0.0) | 651 | (0.0) |
| 雑 出 | 319 | (0.0) | 4,999 | (0.2) |
| 市郡分賦負担額 ^④ | 436,706 | | 2,608,989 | |
| 計 ^⑤ | 1,395,142 | | 5,834,126 | |
| ^⑥ - ^④ = ^⑦ | 958,436 | (100.0) | 3,225,137 | (100.0) |

注 「神奈川県統計書」より作成

はできない。おそらく、この年から横浜市内の土木費は、すべて横浜市が管轄することになったからだと思うが、確かでない。このため、もともと市部歳出は警察費が大きな部分を占めていたのに、いっそうその比率が高まって八〇割をこえるにいたっている。といっても、むしろ相対的に増加したにとどまらず、絶対的にも警察費は三〇万円未満から一三〇万円へと四倍以上に増加している。この時期は、都市化の進展、人口増加、社会問題発生および人件費高騰などで警察費膨張時代だったのである。これら以外の費目には、あまりみるべき変化はなく、

ただ一九一九年から都市計画地方委員会費が新設され、わずか四―五割ながら、長年二―三割にある教育費をこえて、支出額第二位となっているのが目をひく程度である。

郡部歳出

郡部歳出は、市部歳出よりいっそう変化に乏しい。金額では一〇〇万円から三二〇万円に膨張したが(表四、四九)、市部の場合とちがって、この間、費目にはまったく変更がない。のみならず、各費目の構成比をみて、あまり大きな変化はなく、明治後期と同様、土木費が四〇―六〇割とほぼ過半を占め、警察費・県債費がほぼ一〇割ずつでこれに次ぎ、さらに勸業関係費・郡役所費が数割ずつといったところで、いずれも大正期を通じてあまり変化がない。ただ県債費が、はじめ一〇―二〇割を占めていたのに、後半になると金額も多少小さくなり、比率はわずかに数割に落ち込んでいるのが目立つ。おそらく、明治末期に集中的に発行した公債の償還が進んだうえに、大規模起債を必要とする災害が少なかったことなどが理由であろう。同様に災害が少なかったため、郡部歳出中最大の割合を占める土木費のうち、災害復旧費が後半に縮小したのち、数年間はゼロになっており、それがこの時期の郡部歳出の負担を軽くしたことは疑いない。というのは、この費目は明治末期から大正初期にかけて、ときには五〇―六〇万円にものぼっていたのだからである。

なお、郡部歳出といっても、連帯部へ納入する市郡分賦負担額は、この間に四四万円から二六〇万円へと六倍にのぼり、歳出総額の増加三・四倍を大幅に上回っている。この点は、市部の場合に同じような状態であり(市郡分賦負担額四・一倍、歳出総額三・四倍)、前述したとおり、この間拡充された連帯部歳出をまかなうために、市部・郡部の負担が大きく増加したことが示されている。

表4-50 連帯歳入

| 科 目 | 1913年 (比 率) | | 1922年 (比 率) | |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 財 産 収 入 | 54 | (0.0) | 11,901 | (0.3) |
| 雑 収 入 | 253,906 | (32.3) | 667,808 | (15.4) |
| 賦 金 | 162,428 | (20.7) | 458,917 | (10.6) |
| 授 業 料 | 45,137 | (5.8) | 150,098 | (3.5) |
| そ の 他 | 46,341 | (5.9) | 58,793 | (1.4) |
| 市 郡 分 賦 額 | 461,268 | (58.8) | 2,827,383 | (65.3) |
| 国 庫 補 助 金 | 40,618 | (5.2) | 488,651 | (11.3) |
| 衛生及病院費補助金 | 5,907 | (0.8) | 18,771 | (0.4) |
| 勸業費補助金 | 14,155 | (1.8) | 31,920 | (0.7) |
| 勸業費補助費補助金 | 150 | (0.0) | 6,187 | (0.1) |
| 薫育院費補助金 | 10,559 | (1.3) | 5,616 | (0.1) |
| 感化院補助費補助金 | 401 | (0.1) | 866 | (0.0) |
| 土 木 費 補 助 金 | 9,446 | (1.2) | 420,592 | (9.7) |
| 教育費補助費補助金 | | | 3,500 | (0.1) |
| 地方改良費補助金 | | | 1,200 | (0.0) |
| 国 庫 下 渡 金 | 9,152 | (1.2) | 63,468 | (1.5) |
| 国 庫 補 給 金 | 3,214 | (0.4) | 66,291 | (1.5) |
| 寄 付 金 | 949 | (0.1) | 35,922 | (0.8) |
| 財 産 売 払 代 債 | 5,450 | (0.7) | | |
| 積 立 金 繰 入 | 10,300 | (1.3) | 150,000 | (3.5) |
| 納 付 金 | | | 20,000 | (0.5) |
| 計 | 784,910 | (100.0) | 4,331,425 | (100.0) |

注 『神奈川県統計書』より作成

二 県歳入

連帯歳入

連帯歳入は、例外的に土木費の国庫補助金と

積立金繰入が大きくて、一〇〇万円をこえていた一九二二(大正元)年を別とすると、八〇万円から四〇〇万円へと、とくに後半期に増加している(表四一五〇)。なかで上昇が急だったのは、四六万円から二八〇万円へと六倍以上に増加した市郡分賦額である。この項目の内容は大部分租税であって、もともと連帯歳入の過半を支えてきたが、この間さらに比率を高めている。なお、前期と後期とをくらべて、あまり構成に違いはないが、県債収入やわ

表4-51 市部歳入

| 科 目 | 1913年 (比率) | | 1922年 (比率) | |
|------------|------------|---------|------------|---------|
| | 円 | % | 円 | % |
| 市郡部連帯市部収入額 | 140,379 | (16.3) | 592,014 | (17.3) |
| 市予算編入額 | 516,464 | (60.0) | 2,279,987 | (66.6) |
| 雑収入 | 23,447 | (2.7) | 49,730 | (1.5) |
| 請願巡査費 | 204 | (0.2) | 40,310 | (1.2) |
| 弁償金 | 17,763 | (2.1) | 6,283 | (0.2) |
| その他 | 5,480 | (0.6) | 3,137 | (0.1) |
| 国庫下渡金 | 34,599 | (4.0) | 199,274 | (5.8) |
| 国庫補助金 | 3,821 | (0.4) | 6,079 | (0.2) |
| 国庫補助給金 | 62,469 | (7.3) | 48,147 | (1.4) |
| 繰越払込金 | 79,268 | (9.2) | 192,465 | (5.6) |
| 財産売却入金 | | | 33,326 | (1.0) |
| 寄附付入金 | | | 14,764 | (0.4) |
| 財産付入金 | | | 2,321 | (0.1) |
| 納付金 | | | 7,808 | (0.2) |
| 計 | 860,448 | (100.0) | 3,425,914 | (100.0) |

注 『神奈川県統計書』より作成

ずかながら国庫補助金中に教育関係や地方改良費が登場したことが目立つ。

市部歳入

市部歳入も、零細な寄付金、納付金に加わった以外、新しい構成変化はない(表四・五一)。

やはり、市部の県税たる市予算編入額が六〇割を占め、連帯へ納入することがあらかじめ定まっている市郡部連帯市部収入額(市部から連帯へ納入するのはこれだけではない)が二〇割弱、国庫からの下渡金・補助金・補給金が一〇割前後、繰越金が一〇割前後、といったところで、前期も後期もあまり違いがない。ちなみに、国庫から支給される資金は、下渡金と補給金はいずれも警察費にかかわるもので、補助金は市衛生補助費補助金と勸業費補助金からなっている。なお、一九二〇(大正九)年以降、市部歳入のなかから土木費が消えたことは前述したが、もしその際推測しておいたように、それが市内土木工事がすべて横浜市に移管された結果だとすれば、それを裏付ける収入も横浜市に移管されたとも思われるが、しかしそれについての資料はえられず、この前後の数字をみる

限りではそれらしい変化はないようにみえる。

郡部歳入

郡部歳入は二〇〇万円前後から六〇〇万円へと三倍増加したが、税収入が六〇割前後、税外収入が四〇割前後という二部門の構成は変わらない(表四一五二)。税収入の内部では、地租割と戸数割・家屋税が第一・二位を占め続け、構成比もあまり変わらないが、地租割の場合はやや下がりが気味、戸数割は停滞気味である。これにたいして、この間に高まったのは、構成比としては小さいが、雑種税中の私法人建物税、営業税付加税および、表には掲出しなかったが、自転車税・不動産取得税などの新しい税である。たとえば、私法人建物税は前期の二万円から後期の二〇万円、営業税付加税も四万円から三九万円へそれぞれ一〇倍もの増加を記録し、構成比もそれぞれ一↓三割、二↓六割へと三倍増となる。大正期の産業発展が、郡部税収入には、こういうかたちで反映しているのである。これらにたいして、伝統的な営業税や雑種税の車税・芸妓税などは、地租割などと同じく、金額も比率も停滞している。そのため、たとえば長い間雑種税中最大の収入をあげてきた車税は、一九一九年になってもそれまでの収入と大差ない九万円弱にとどまり、不動産取得税(前年までの水準に比して、この年いっ挙に三倍の一九万円に増加した)に第一位をゆずり、二二年には私法人建物税(前年に比し、二倍以上増収となった)に大幅に追い越され、自転車税にもほとんど追いつかれることとなった。また金額はともかく、大正期に新しく採用された税をみると、電柱税(一九一七年、『資料編』16近代・現代⑥三三)、水力発電用動力税(一九一八年、同書三三)、芝居茶屋税(一九一八年)、屠畜税(一九一九年)、倉庫税、鉱業税(一九二〇年)、遊興税・遊船宿税・幫間税(一九二二年)などであり、一方、廃止されたのは馬税・芝居茶屋税(一九一九年)、水力発電用動力税(一九二〇年)などである。いくつかは試行錯誤的に採用されてすぐ廃止されているが、残ったものである程度は収入をあげているのは、いずれも新しい産業に対応したものであったといつてよい。

表4-52 郡部歳入

| 科 目 | | 1913年 (比 率) | 1922年 (比 率) |
|-----------------|--|-------------------|-------------------|
| | | 円 % | 円 % |
| 地 租 割 | | 438,491 (26.0) | 1,159,809 (17.9) |
| 营 業 税 | | 53,718 (3.2) | 182,453 (2.8) |
| 商 業 税 | | 43,960 (2.6) | 126,940 (2.0) |
| 工 業 税 | | 9,758 (0.6) | 55,514 (0.9) |
| 雑 種 税 | | 233,256 (13.8) | 1,173,547 (18.1) |
| 飲 食 店 税 | | 6,692 (0.4) | 21,485 (0.3) |
| 芸 妓 税 | | 24,771 (1.5) | 46,853 (0.7) |
| 演 劇 税 | | 3,195 (0.2) | 6,253 (0.1) |
| 車 税 | | 76,137 (4.5) | 158,366 (2.4) |
| 私 法 人 建 物 税 | | 18,346 (1.1) | 217,444 (3.4) |
| そ の 他 | | 104,115 (6.2) | 723,146 (11.2) |
| 营 業 税 付 加 税 | | 44,504 (2.6) | 387,139 (6.0) |
| 売 薬 营 業 税 付 加 税 | | 37 (0.0) | 33 (0.0) |
| 鮎 業 税 付 加 税 | | | 134 (0.0) |
| 所 得 税 付 加 税 | | 22,351 (1.3) | 140,148 (2.2) |
| 家 屋 税 | | 74,561 (4.4) | 391,520 (6.0) |
| 戸 数 割 | | 283,985 (16.8) | 660,557 (10.2) |
| 税 収 入 計 | | 1,150,903 (68.3) | 4,095,340 (63.2) |
| 市郡部連帯郡部収入額 | | 183,264 (10.9) | 912,028 (14.1) |
| 雑 収 入 | | 15,937 (0.9) | 67,975 (1.0) |
| 請 願 巡 査 費 | | 2,501 (0.1) | 16,211 (0.2) |
| 弁 償 金 | | 1,492 (0.1) | 1,652 (0.0) |
| そ の 他 | | 11,944 (0.7) | 50,112 (0.7) |
| 国 庫 下 渡 金 | | 27,712 (1.6) | 104,882 (1.6) |
| 国 庫 補 助 金 | | 14,894 (0.9) | 247,565 (3.8) |
| 国 庫 補 給 金 | | | 5,613 (0.1) |
| 繰 越 金 | | 267,939 (15.9) | 707,047 (10.9) |
| 財 産 売 払 代 債 | | 41 (0.0) | 629 (0.0) |
| 県 寄 付 金 | | 15,322 (0.9) | 224,300 (3.5) |
| 下 賜 金 | | 10,000 (0.6) | 114,788 (1.8) |
| 財 産 収 入 | | | 4,500 (0.1) |
| 税 外 収 入 計 | | 535,109 (31.7) | 8 (0.0) |
| 総 計 | | 1,686,011 (100.0) | 2,389,335 (36.8) |
| | | | 6,484,675 (100.0) |

注 『神奈川県統計書』より作成

三 郡財政

歳入 出

前述のとおり、郡制は一九二二(大正十)年法律第六三号をもって廃止された(ただし、施行は二三年四月一日)。存続していた時でも、郡はそれ自体としてあまりみるべき活動をしていたとはいえず、それが廃止理由となつたのであったが、しかし、ともかく二〇年にわたって地方財政の一環をなしてきたことに変わりはない。そこで、ここでは、最後の時期といえる一九二〇年の県内各郡の財政の状況を『神奈川県統計書』によって示しておくことにする。

歳入の表(表四・五三)からわかるように、郡財政は前掲表四・四五に示したとおり、二三〇→七〇〇万円となっており、重複を無視してくへと膨張している。この間、県財政は前掲表四・四五に示したとおり、また一方、『県統計書』によって市町村の方をみると、二〇年の財政規模(歳入)は横浜市一〇〇〇万円余、横須賀市七十七万円、町村が七九〇万円で合計一九〇〇万円余であるから、郡は市町村の二割に当たっているにすぎず、町村だけとり出してもその五割に当たるとどまる。神奈川県においても、日本全体と同じく、郡はやはり弱体だったと評せざるをえない。その点は、歳入の構成に最もよくあらわれている。というのは、二〇年の郡の歳入三八万円の七七割に当たる二九万円は各町村分賦額に、一割に当たる四万円余は国・県補助金に依存しているから、合計すれば九〇割ほどがいわば依存財源なのである。ちなみに、県内で最大規模の郡は橘樹郡の六万円、最小は久良岐郡五〇〇〇円である。

歳出面(表四・五四)では、經常・臨時部を合わせて勸業費一十万円(三二割)、勸業補助費三万円(八・九割)が大きく、土木

表 4 - 53 各郡歳入 (1920年)

| 郡 | 経 | | 常 | | 部 | | 臨 | | 時 | | 部 | | 總計 | |
|-------|-------|--------|------------|------------|---------|-------|-----------|--------|---------|-----------|-----------|-------|--------|---------|
| | 財産収入 | 雑収入 | 各町村 分賦額 | 財産上 の収入 | 計 | 繰越金 | 財産 売払代 | 寄付金 | 県 助金 | 国 庫補助金 | 財産 繰入金 | 下賜金 | | 計 |
| 久良岐郡 | 円 1 | 円 100 | 円 4,366 | 円 76 | 円 4,466 | 円 57 | 円 1 | 円 1 | 円 310 | 円 1 | 円 800 | 円 1 | 円 367 | 円 4,832 |
| 橘樹郡 | 477 | 36 | 47,318 | 47,908 | 5,258 | 4,355 | 3,833 | 2,918 | 2,528 | 3,985 | 7,136 | 3,951 | 5,174 | 10,391 |
| 都筑郡 | 275 | — | 14,123 | 14,399 | 31 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6,018 |
| 三浦郡 | 317 | 198 | 26,299 | 26,813 | 3,605 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6,188 |
| 鎌倉郡 | 488 | 694 | 21,903 | 22,597 | 1,517 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6,663 |
| 高座郡 | 421 | 300 | 45,773 | 46,494 | 3,255 | — | — | — | — | — | — | — | — | 6,341 |
| 中郡 | 487 | — | 37,969 | 38,456 | 844 | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,369 |
| 足柄上郡 | 768 | 2,311 | 23,206 | 28,785 | 1,494 | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,369 |
| 足柄下郡 | 866 | 64 | 35,723 | 36,661 | 220 | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,369 |
| 愛甲郡 | 248 | 5,474 | 21,225 | 26,949 | 766 | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,369 |
| 津久井郡 | 27 | 2,702 | 15,299 | 18,028 | 1,169 | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,369 |
| 計 | 4,375 | 11,878 | 293,206 | 312,043 | 18,215 | — | — | — | — | — | — | — | — | 383,135 |
| 1919年 | 4,052 | 13,203 | 177,892 | 197,234 | 14,982 | — | — | — | — | — | — | — | — | 237,659 |
| 1918 | 3,720 | 8,893 | 127,490 | 140,103 | 11,020 | 8,553 | 500 | 21,975 | 800 | 800 | 9,151 | 8 | 52,006 | 192,113 |
| 1917 | 3,822 | 5,824 | 103,803 | 113,449 | 7,268 | 3,730 | 1,852 | 18,977 | 800 | 800 | 10,450 | — | 43,078 | 156,526 |
| 1916 | 4,390 | 4,567 | 92,726 | 101,684 | 6,494 | — | 8,887 | 16,569 | 950 | 950 | 1,191 | 1,100 | 35,191 | 136,875 |

注 「神奈川県統計書」より。円未満4捨5入。

| 部 | 時 | | | | | | | | | | | | | 翌年度へ繰越金 | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|---------|-------|--------|--------|-----|-----|-------|---------|---------|--------|---------|---|
| | 部 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郡 | 教育費 | 勸業費 | 土木費 | 教育補助費 | 勸業補助費 | 神職会費 | 慈善救済補助費 | 財産費 | 財産費 | 土木費 | 神社費 | 会議費 | 保勝寄附金 | 衛生費 | 計 | 総計 | 翌年度へ繰越金 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 久良岐郡 | — | — | — | 210 | 618 | 15 | 10 | — | — | — | 30 | — | — | — | 883 | 4,610 | 223 | |
| 橋樹郡 | — | — | 201 | 1,765 | 3,700 | 80 | 150 | — | 6,177 | 3,575 | — | — | — | 15,648 | 59,255 | 2,900 | | |
| 都筑郡 | — | — | — | 770 | 2,863 | 30 | 30 | — | — | — | — | — | — | 3,693 | 16,047 | 1,301 | | |
| 三浦郡 | — | — | — | 1,200 | 3,231 | 70 | 110 | — | — | 4,240 | — | — | — | 8,761 | 28,118 | 4,828 | | |
| 鎌倉郡 | — | — | — | 950 | 1,350 | 50 | 50 | 358 | — | — | — | — | — | 2,855 | 26,559 | 1,884 | | |
| 高座郡 | — | — | — | 3,600 | 5,414 | 150 | 20 | — | — | — | — | — | 300 | 14,412 | 53,155 | 3,730 | | |
| 中郡 | — | — | — | 4,500 | 5,980 | 200 | 280 | — | 3,764 | 1,164 | — | — | — | 10,960 | 41,457 | 3,017 | | |
| 足柄上郡 | 693 | 1,670 | — | 800 | 650 | 130 | 110 | — | 1,858 | — | — | — | — | 5,911 | 28,797 | 6,272 | | |
| 足柄下郡 | — | — | — | 2,500 | 2,632 | 150 | 200 | 5,501 | 100 | 9,829 | — | — | 150 | 21,062 | 40,096 | 2,753 | | |
| 愛甲郡 | — | — | — | 500 | 730 | 20 | — | — | — | — | — | — | — | 1,250 | 30,343 | 8,268 | | |
| 津久井郡 | 584 | — | — | 500 | 4,067 | — | 10 | — | 1,046 | — | — | — | — | 6,206 | 22,959 | 1,410 | | |
| 計 | 1,277 | 1,670 | 201 | 17,295 | 31,231 | 895 | 880 | 5,859 | 13,041 | 18,808 | 30 | — | 150 | 91,641 | 351,395 | 31,740 | | |
| 1919年 | 2,496 | 889 | 5,258 | 12,980 | 26,970 | 780 | 670 | 3,542 | 2,344 | 46 | — | 977 | 150 | 57,952 | 219,543 | 18,215 | | |
| 1918 | 1,453 | 728 | 3,546 | 11,460 | 19,269 | 680 | — | 2,199 | 10,777 | — | — | — | 150 | 54,257 | 177,127 | 14,982 | | |
| 1917 | 7,797 | 865 | 1,767 | 10,400 | 17,589 | 650 | 510 | 1,457 | 7,215 | — | — | — | 150 | 48,401 | 145,506 | 11,020 | | |
| 1916 | 4,491 | 1,894 | 4,430 | 10,266 | 14,584 | 550 | 510 | 1,120 | 1,884 | 1,432 | 70 | — | 100 | 41,240 | 129,635 | 7,240 | | |

注 『神奈川県統計書』より。円未満4捨5入。

費九万円（三・二割）、教育費四万円（一・一割）、教育補助費二万円（四・九割）などがこれに次ぐ代表的な支出費目であり、これら勸業・土木・教育の三分野だけで八〇割を占めている。ということは、一方では土木・教育・警察および勸業の諸費を中心とする県と、他方では教育費が大半を占める市町村との間にあって、郡が何らか独自で特殊な機能を果たしてはいなかったことを物語るものといつてよい。もっとも、その点を確認するためには、同じ費目でも、県・郡・町村の間でどのように業務が分担されていたのか、その財源はどこからきたかなど、全体としての資金の流れを解明しなければならぬが、『県統計書』からでは、これ以上立ち入った説明は望みえない。しかし、前述のような郡の財源構成と経費構成からして、右のような推測がほぼ確かであることは疑いないであろう。

執筆分担一覽 (掲載順・昭和五十六年二月一日現在)

| | |
|------------------|---|
| 安藤 良雄 (東京大学名誉教授) | はじめに 総説 |
| 丹羽 邦男 (神奈川大学教授) | 第一編第一章 第三章 第二編第一章第一節 第三編第二章 |
| 三和 良一 (青山学院大学教授) | 第一編第二章第一節 第二編第二章第二節 第三編第三章第一節 第四編第二章第一節 |
| 山本 弘文 (法政大学教授) | 第一編第二章第二節 第二編第一章第二節 第二章第一節三項 四項 五項 第三編第一章第一節 第四章第二節 第四編第一章第一節三項 第二節三項 |
| 原田 勝正 (和光大学講師) | 第一編第二章第三節 第二編第二章第一節一項 二項 第三編第四章第一節 第四編第二章第三節 |
| 林 健久 (東京大学教授) | 第一編第四章 第二編第三章 第三編第五章 第四編第四章 |
| 寺谷 武明 (横浜市立大学教授) | 第二編第一章第三節 第三編第一章第二節 第四章第三節 第四節 第四編第一章第一節一項 二項 第二節一項 二項 第二章第二節 |
| 小林 謙一 (法政大学教授) | 第二編第一章第四節 第三編第一章第三節 第四編第一章第三節 |
| 原 司朗 (横浜市立大学教授) | 第二編第二章第三節 第三編第三章第二節 第三節 第四編第三章 |

| | | |
|-------------------------|--|---------------|
| | 6-10 耕地整理及び土地改良奨励規則公布 | |
| | 10-1 ㈱日本蓄音器商会設立 | |
| | 10-30 江之島電気鉄道、藤沢一鎌倉小町間全通 | |
| 1911 (明治44) | 9-2 臨港鉄道、横浜新港一横浜間開通 | 3- 工場法公布 |
| | 11-1 横浜・吉田橋開橋(初のコンクリート橋) | 3- 蚕糸業法公布 |
| 1912 (明治45) (大正1) | 3-31 横須賀海軍工廠、わが国最初のド級戦艦「河内」を完成 | 7-30 大正と改元 |
| | 4-1 県水産試験場設置 | |
| | 6-8 日本鋼管㈱設立 | |
| 1913 (大正2) | 6- 富士屋自動車㈱、横浜一宮ノ下間バス路線の営業を開始 | 2- 大正政変 |
| | 8- 鶴見埋立組合、鶴見埋立工事着手 | |
| 1914 (“3) | 8-1 糸価大暴落、横浜生糸市場後場休業 | 8- 第1次世界大戦に参加 |
| | 9-2 横浜で全国蚕糸同業者協議会開催、操業短縮を決議(朝夕の操業廃止など) | |
| | 12-20 東京一高島町(横浜)間に電車運転開始 | |
| 1915 (“4) | 3-20 横浜に帝国蚕糸㈱創立 | |
| | 9-27 横須賀海軍工廠創立50周年祝典挙行 | |
| | 11-3 津久井織物同業組合創立総会開催 | |
| 1916 (“5) | 4-15 ㈱横浜造船所設立(12月㈱浅野造船所と改称、'40-10 日本鋼管㈱へ合併) | |
| | 6-21 日本郵船㈱、パナマ経由東航ニューヨーク航路を開設、第1船対馬丸、横浜を出港 | |
| | 5-5 信州純水館、茅ヶ崎製糸場操業開始 | 7- 製鉄業奨励法公布 |
| 1917 (“6) | 6-17 東海道本線貨物支線、鶴見一高島間、東神奈川一高島間開通 | 9- 金輸出禁止 |
| | 9- 横浜に日本輸出真田同業組合連合会設立 | 10- 株式市場大暴落 |
| | 9- 湘南電気鉄道㈱設立 | |
| | 12-1 横浜港大棧橋(俗称イギリス波止場)延長改修工事終了、横浜築港第2期工事(新港ふ頭造成・大棧橋改修)完了 | |
| | 12-2 神中軌道㈱('19-5 神中鉄道と改称)設立 | |
| | 12-28 日本郵船㈱、南洋線(横浜一南洋群島)を開設、第1船秋田丸、横浜を出港 | |
| 1918 (“7) | 1-18 半原撚糸同業組合設置認可 | 4- 軍需工業動員法公布 |
| | 3-25 日米船鉄交換の契約成立(第1次) | 7- 米騒動ぼっ発 |
| | 5- ㈱内田造船所(㈱横浜鉄工所が改称)設立 | 11- 第1次世界大戦終結 |
| | 8-1 横浜第七十四銀行、茂木銀行と合併、七十四銀行と改称 | |
| | 11-7 横浜で全国蚕糸業者大会開催 | |
| | 12-9 大阪商船㈱、横浜一ロンドン線を開設 | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 1899 (明治32) | 1-21 大師電気鉄道，六郷橋一大師河原間開業 2-18 原合名会社設立 5-2 横浜船渠会社開渠式挙行 | 3- 新商法公布 3- 耕地整理法公布 6- 農会法公布 3- 産業組合法公布 |
| 1900 (“33) | 2-1 横浜手形交換所開業 3-20 小田原電気鉄道(馬車鉄道が改称)，国府津一湯本間電車運転 11-15 インターナショナル=オイル=カンパニー，横浜に設立('07 日石勲が買収) | |
| 1901 (“34) | 2- 橘樹郡田嶋村地先海面埋立工事に着手 4-30 稲作改良方法の励行を訓令 8-1 中央線，八王子一上野原間開通 | 2- 八幡製鉄所操業開始 4- 漁会法公布 3- 日本興業銀行設立 |
| 1902 (“35) | 4- 半原燃糸同盟組合結成 9-1 江之島電気鉄道 藤沢一片瀬間開業 10-15 浦賀船渠建造，第1号「ロンブロン」進水 | |
| 1903 (“36) | 9-9 芦ノ湖用水水利事件調停 11-6 横須賀鎮守府造船廠を横須賀海軍工廠に改組 12-23 県下第一の耕地整理(厚木町)出願 | |
| 1904 (“37) | 6-25 榊芝浦製作所創立總會開催 7-15 横浜電気鉄道，神奈川一大江橋間に市内電車の営業開始 12- 煙草専売局秦野試験場設置 | 2- ロシアに宣戦布告 4- 煙草専売法公布 |
| 1905 (“38) | 5-15 横須賀海軍工廠，国産最初の戦艦「薩摩」を起工('06-11-15 進水) 12-24 京浜電気鉄道(大師電鉄が改称)，品川一神奈川間全通 | 1- 塩専売法公布 9- 日露講和条約調印 |
| 1906 (“39) | 4-20 県製糸同業組合創立会開催 8-4 湘南馬車鉄道，二宮一秦野間開通 9-28 耕地整理及土地改良奨励規則制定 12-30 箱根水力電気会社創立總會開催 | 3- 鉄道国有法公布 |
| 1907 (“40) | 2-23 麒麟麦酒(株)創立總會開催(2-28 設立登記) 3-1 日清製粉(株)創立總會開催 | |
| 1908 (“41) | 4- 二宮に県農事試験場園芸部設置 9-23 横浜鉄道，東神奈川一八王子間開業 12- (株)鈴木製菓所(のちの味の素(株))逗子工場で「味の素」製造を開始 この年，浅野総一郎ら鶴見埋立組合を設立 | 4- 水利組合法公布 |
| 1909 (“42) | 5-1 味の素，市販開始 11-26 箱根物産同業組合設立許可 | 10- 三井合名会社創立 |
| 1910 (“43) | 1-15 第1回神奈川県海苔品評会開催 3- 富士瓦斯紡績(株)保土ヶ谷工場設置 | 11- 帝国農会設立 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 1892 (明治25) | 1-13 横浜貿易商組合、共同倉庫を設立・開業 6-6 東京内湾神奈川県地方漁業組合横浜地方組合設立 | 7- 日英改正通商航海 条約調印 |
| 1893 (“26) | 9-1 横浜蚕糸貿易商組合設立 3-23 横浜港防波堤崩壊事故(7-7 工事中止) 4-1 多摩3郡を東京府へ移管 9- 川崎・当麻辰次郎、梨の新種を育成し、長 十郎梨と命名 | 8- 清国に宣戦布告 |
| 1894 (“27) | 11-7 日本郵船、神戸ーボンベイ航路を開設 (’96-8-26 起点を神戸から横浜へ延長) 12- 横浜蚕糸外四品取引所設立認可 2-20 横浜築港大棧橋完成 3-21 横浜四品取引所設立認可(7-1 開業) | 4- 日清講和条約調印 |
| 1895 (“28) | 3- 横浜外人生糸屑糸商組合設立 2- 横浜築港防波堤工事再開 7-13 互相人車鉄道、熱海ー吉浜間開業(’92-3 熱海ー小田原間全線開通) 8-30 横浜商業会議所(’80 設立の横浜商法会議 所の改組)設立認可 | |
| 1896 (“29) | 9-1 左右田銀行設立認可(9-19 開業) 11-29 神奈川県農会発会式挙行 3-15 日本郵船(株)、欧州航路(横浜ーロンドンー アントワープ間)開設、第1船土佐丸横浜を出港 4-1 横浜生糸検査所開所 4-1 神奈川県農事試験場設置 7- 東洋汽船(株)設立 7- 横浜港築港第1期工事竣工 8-1 日本郵船(株)、北米航路(神戸ー横浜ーシア トル間)開設 | 3- 航海奨励法・造船 奨励法公布、葉煙草專 売法公布 4- 農工銀行法公布 |
| 1897 (“30) | 9-28 浦賀船渠(株)創立(10-22 設立認可) 10-3 日本郵船(株)、濠洲航路(横浜ーメルボルン 間)開設、第1船山城丸横浜を出港 4-19 株式組織横浜商品取引所設立 9-24 横須賀鎮守府造船部(横須賀造船所が改 称)を造船廠に改組 | 3- 蚕種検査法公布 4- 森林法公布 10- 金本位制実施 |
| 1898 (“31) | 1-1 秦野葉煙草専売所開設 3-3 神奈川県農工銀行設立 8- 足柄蜜柑改良組合結成 11-1 石川島造船所浦賀分工場開業 12- 東洋汽船、北米航路(香港ー横浜ーサンフ ランシスコ間)開設 | 12- 地租増徴法可決 |